下水道法・愛知県条例・弥富市条例 の規定に基づく下水道排除基準

放	主旨		対 象 者		特定事業場		般 及 び
液全 水素 イオン 漆 皮 内 万 下 5 を超え 9末満 5 を超え 9末満 7 と 2 以下 3 の以下 3 のい 3	土日	対象物質		質または項目	排水量50㎡/日以上	排水量50㎡/日未満	非特定事業場
・	· 士	条例で定める基		温度	45℃未満	45℃未満	45℃未満
 ・機構性できる。				水素イオン濃度(pH)	5 を超え 9未満	5 を超え 9未満	5 を超え 9未満
でででできる。			境項目		2 以下	注1 2(5) 以下	5 以下
				抽出物質含有量動植物油類含有量	30 以下	30 以下	30 以下
大型 1					220 未満	220 未満	220 未満
大田 1 日本				アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素	200 七.进	200 七津	200 七)进
本の化学的酸素要求量(BOD) 5日間に600未満 5日間に600未満 600 未満 600 未満 600 未満 600 未満 600 未満 600 未満 240 未満 240 未満 240 未満 32 未式				及び硝酸性窒素含有量	300 木何	300 不何	300 不何
Table Ta					5日間に 600 未満		
## 含 有 量 32 末満 32 末道 3							
## 1							
### A C び そ の 化 合 物							
 							
数及びその化合物(溶解性)							
マンガン及びその化合物(溶解性)							
カドミウム及びその化合物 2以下 2以下 2以下 2以下 カドミウム及びその化合物 0.1以下 0.1以下 0.1以下 1以下 1以下 1以下 1 以下 0.1以下 0.03以下 0.003以下 0.1以下 0.00以下 0.00							
カドミウム及びその化合物 1以下 0.1以下 0.2以下 0.2以下 0.2以下 0.2以下 0.2以下 0.2以下 0.2以下 0.2以下 0.2以下 0.04以下 1、1 - ジクロロエチレン 1以下 0.4以下 1、1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1							
大							
を		令の					
放流水質 確保 を							
大	流水質 確						
確保 表 及 び そ の 化 合 物				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
株							
確保							
確保 基準 は							
RE							
本							
準 ジ ク ロ ロ メ タ ン	其			• * * * * * * * * * * * * * * * * * * *			
本 上 上 上 上 上 上 上 上 上	~準		健				
基 1・2 - ジクロロエタン 0.04 以下 0.04 以下 0.04 以下 1・1 - ジクロロエチレン 1 以下 1 以下 1 以下 シス-1・2 - ジクロロエチレン 0.4 以下 0.4 以下 0.4 以下 1・1・1 - トリクロロエタン 3 以下 3 以下 3 以下 1・1・2 - トリクロロエタン 0.06 以下 0.06 以下 0.06 以下 1・3 - ジクロロプロペン 0.02 以下 0.02 以下 0.02 以下 チ ウ ラ ム 0.06 以下 0.06 以下 0.06 以下 シ マ ジ ン 0.03 以下 0.03 以下 0.03 以下 チ オ ベ ン カ ル ブ 0.2 以下 0.2 以下 0.2 以下 ベ ン ゼ ン 及 び そ の 化 合 物 0.1 以下 0.1 以下 0.1 以下 セレン及 び そ の 化 合 物 0.1 以下 0.1 以下 0.1 以下 まっ素及 び そ の 化 合 物 15 以下 15 以下 15 以下 1・4 - ジ オ キ サ ン 0.5 以下 0.5 以下 0.5 以下			#				
準 日 1・1 - ジクロロエチレン 1以下 1以下 1以下 1以下 1以下 シスー1・2 - ジクロロエチレン 0.4以下 0.4以下 0.4以下 0.4以下 1・1・1・1 - トリクロロエタン 3以下 3以下 3以下 1・1・2 - トリクロロエタン 0.06以下 0.06以下 0.06以下 0.06以下 1・3 - ジクロロプロペン 0.02以下 0.02以下 0.02以下 5 ウ ラ ム 0.06以下 0.01以下 0.01以下 0.1以下			承				
準 シスー1・2ージクロロエチレン 0.4 以下 0.4 以下 0.4 以下 1・1・1・トリクロロエタン 3 以下 3 以下 3 以下 1・1・2ートリクロロエタン 0.06 以下 0.06 以下 0.06 以下 1・3 - ジクロロプロペン 0.02 以下 0.02 以下 0.06 以下 ウ ラ ム 0.06 以下 0.06 以下 0.06 以下 シ マ ジ ン 0.03 以下 0.03 以下 0.03 以下 チ オ ベ ン カ ル ブ 0.2 以下 0.2 以下 0.2 以下 ベ ン ゼ ン 及 び そ の 化 合 物 0.1 以下 0.1 以下 0.1 以下 セレン及 び そ の 化 合 物 0.1 以下 0.1 以下 0.1 以下 よっ素 及 び そ の 化 合 物 15 以下 15 以下 15 以下 1・4 - ジ オ キ サ ン 0.5 以下 0.5 以下 0.5 以下			項				
1・1・1・1ートリクロロエタン 3以下 3以下 3以下 1・1・2ートリクロロエタン 0.06以下 0.06以下 0.06以下 0.06以下 0.002以下 0.02以下 0.02以下 0.02以下 0.02以下 0.02以下 0.006以下 0.06以下 0.06以下 0.06以下 0.06以下 0.06以下 0.06以下 0.06以下 0.06以下 0.03以下 0.03以下 0.03以下 0.03以下 0.03以下 0.01以下 0.1以下 0.1以下 0.1以下 0.1以下 0.1以下 0.1以下 0.1以下 15素及びその化合物 0.1以下 0.1以下 0.1以下 3の素及びその化合物 15以下 15以下 15以下 15以下 15以下 0.5以下 0.5以下		準	_				
1・1・2ートリクロロエタン 0.06 以下 0.06 以下 0.06 以下 1・3 - ジクロロプロペン 0.02 以下 0.02 以下 0.02 以下 チ ウ ラ ム 0.06 以下 0.06 以下 0.06 以下 シ マ ジ ン 0.03 以下 0.03 以下 0.03 以下 チ オ ベ ン カ ル ブ 0.2 以下 0.2 以下 0.2 以下 ベ ン ゼ ン 0.1 以下 0.1 以下 0.1 以下 セレン及 び そ の 化 合 物 0.1 以下 0.1 以下 0.1 以下 ほう素及 び そ の 化 合 物 230 以下 230 以下 230 以下 ふ っ素及 び そ の 化 合 物 15 以下 15 以下 15 以下 1・4 - ジ オ キ サ ン 0.5 以下 0.5 以下 0.5 以下			Ħ				
1・3 - ジクロロプロペン 0.02 以下 0.02 以下 0.02 以下 チ ウ ラ ム 0.06 以下 0.06 以下 0.06 以下 シ マ ジ ン 0.03 以下 0.03 以下 0.03 以下 チ オ ベ ン カ ル ブ 0.2 以下 0.2 以下 0.2 以下 ベ ン ゼ ン 0.1 以下 0.1 以下 0.1 以下 セレン及びその化合物 0.1 以下 0.1 以下 ほう素及びその化合物 230 以下 230 以下 ふっ素及びその化合物 15 以下 15 以下 1・4 - ジ オ キ サ ン 0.5 以下 0.5 以下							
チ ウ ラ ム 0.06 以下 0.06 以下 0.06 以下 シ マ ジ ン 0.03 以下 0.03 以下 0.03 以下 チ オ ベ ン カ ル ブ 0.2 以下 0.2 以下 0.2 以下 ベ ン ゼ ン 0.1 以下 0.1 以下 0.1 以下 セレン及びその化合物 0.1 以下 0.1 以下 ほう素及びその化合物 230 以下 230 以下 ふっ素及びその化合物 15 以下 15 以下 1・4 - ジ オ キ サ ン 0.5 以下 0.5 以下							0.02 以下
シマジン ンの.03以下 0.03以下 0.03以下 チオベンカルブ 0.2以下 0.2以下 0.2以下 ベンゼン ンがし、 0.1以下 0.1以下 セレン及びその化合物 0.1以下 0.1以下 0.1以下 ほう素及びその化合物 230以下 230以下 230以下 ふっ素及びその化合物 15以下 15以下 1・4 - ジオキサン 0.5以下 0.5以下				チ ウ ラ ム			0.06 以下
チオベンカルブ 0.2 以下 0.2 以下 ベンゼン ン 0.1 以下 0.1 以下 セレン及びその化合物 0.1 以下 0.1 以下 ほう素及びその化合物 230 以下 230 以下 ふっ素及びその化合物 15 以下 15 以下 1・4 - ジオキサン 0.5 以下 0.5 以下							0.03 以下
ベ ン ゼ ン 0.1 以下 0.1 以下 セレン及びその化合物 0.1 以下 ほう素及びその化合物 230 以下 ふっ素及びその化合物 15 以下 1・4 - ジオキサン 0.5 以下				チォベンカルブ			0.2 以下
セレン及びその化合物0.1 以下0.1 以下ほう素及びその化合物230 以下230 以下ふっ素及びその化合物15 以下15 以下1・4 - ジオキサン0.5 以下0.5 以下				ベンゼン			0.1 以下
ほう素及びその化合物230以下230以下ふっ素及びその化合物15以下15以下1・4 - ジオキサン0.5以下0.5以下				セレン及びその化合物			0.1 以下
1 ・ 4 - ジ オ キ サ ン 0.5 以下 0.5 以下 0.5 以下				ほう素及びその化合物	230 以下	230 以下	230 以下
				ふっ素及びその化合物	15 以下	15 以下	15 以下
					0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下
ダイオキシン類 10pg/l以下 10pg/l以下 10pg/l以下			<u></u> タ	イオキシン類	10pg/l以下	10pg/l以下	10pg/l以下

- 注1 ()内は排出水量が20㎡/日未満の新設の工場又は事業場に適用される水質基準値。

 - 2 ()内は新設の工場又は事業場に適用される水質基準値。 3 ()内は排出水量が20㎡/日以上の新設の工場又は事業場に適用される水質基準値。
 - 4 内は、直罰対象の排除基準を示す。
- 備考1 単位は、温度、水素イオン濃度及びダイオキシン類以外はすべてmg/Lで示す。
 - 2 ほう素及びふっ素とそれぞれその化合物については、海域を放流先とする水質基準値を採用。